

平成 2 2 年 度  
( 2 0 1 0 年 度 )

## 行 政 監 査 結 果 報 告

「補助金の交付事務について」

平 成 2 3 年 4 月  
練 馬 区 監 査 委 員



## 目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	補助金の定義等	
(1)	補助金の定義	1
(2)	補助金の支出根拠	2
(3)	補助金の支出制限	2
(4)	補助金交付事務の流れ	3
5	これまでの補助金の見直し状況について	3
6	監査対象および範囲	4
7	監査方法	
(1)	課題等説明	8
(2)	アンケート調査	8
8	監査実施期間	8
9	監査の視点	8
第2	監査結果	9
1	財源構成	9
2	交付対象	10
3	審査基準の有無	10
4	成果の有無	11
5	成果指標の有無	11
6	効率性	12
7	交付額の多寡	12
8	必要性	13
9	申請者向けの手引き（マニュアル）の有無	14
10	交付対象経費	14
11	交付対象経費の具体的記載の有無	15
12	変更規定の有無	15
13	履行確認チェックリストの有無	16

14	実績報告書の提出時期	16
15	実績報告書の提出期限	17
16	実績報告書の確認内容	18
17	添付書類の有無	18
18	実地調査の有無	19
19	現地での書類確認の有無	20
20	交付回数	20
21	支払い方法	21
22	違約等加算金の有無	21
23	周知方法	22

### 第3 監査委員意見 22

1	補助金交付に係る適正な事務処理の確保について	22
2	補助金の公益性および必要性について	23

### 部別補助金一覧表

1	危機管理室	表-1
2	総務部	表-2
3	区民部	表-2
4	産業地域振興部	表-3
5	福祉部	表-10
6	健康部	表-21
7	地域医療担当部	表-22
8	児童青少年部	表-23
9	環境部	表-28
10	都市整備部	表-31
11	土木部	表-33
12	学校教育部	表-34
13	生涯学習部	表-38

## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、一定の事務や事業を取り上げて、全般的な観点からその運営が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

### 2 監査テーマ

「補助金の交付事務について」

### 3 選定趣旨

補助金については、「補助金の見直しについて」（平成14年2月6日付け練企財発第120号）により、定期的な見直しが行われており、一定の成果が認められるところである。

しかしながら、定期監査や財政援助団体等監査において、所管課の審査が不十分なもの、補助対象経費が不明確なものなど未だ不適切な事例があり、監査での指摘事項等にもなっている。また、原資を税金とする補助金を交付しているにもかかわらず、その効果を十分に検証していない部署もあった。

そこで、今回、公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているか、全庁を横断的に検証する。

### 4 補助金の定義等

#### (1) 補助金の定義

補助金の定義は法令上必ずしも明確ではないため、今回の行政監査においては、「特定の事務事業に対し、公共的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」と定義する。

監査対象とする補助金は、平成22年度一般会計歳出予算の「19節 負

担金補助及び交付金」の中から、補助金という名称で用いられているものを原則として対象とした。

また、補助金の分類に当たっては、補助要綱が同一のものは1つの補助金として取り扱った。

なお、区の外郭団体への人件費・運営費補助金については、財政援助団体等監査において監査を行っているため、行政監査の対象からは外した。

## (2) 補助金の支出根拠

法第 232 条の 2 によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

また、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（昭和 28 年 6 月 29 日行政実例）とある。

## (3) 補助金の支出制限

法令等の規定等によって、つぎの事例に該当する場合には補助金の交付が認められていない。

### ア 宗教上の組織等

日本国憲法（昭和 21 年。以下「憲法」という）第 89 条によると、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている。

### イ 国等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）附則第 5 条によると、地方公共団体は、原則として、国、政令で定める独立行政法人若しくは国立大学法人等に対して寄附金等を支出することが禁じられている旨規定されている。

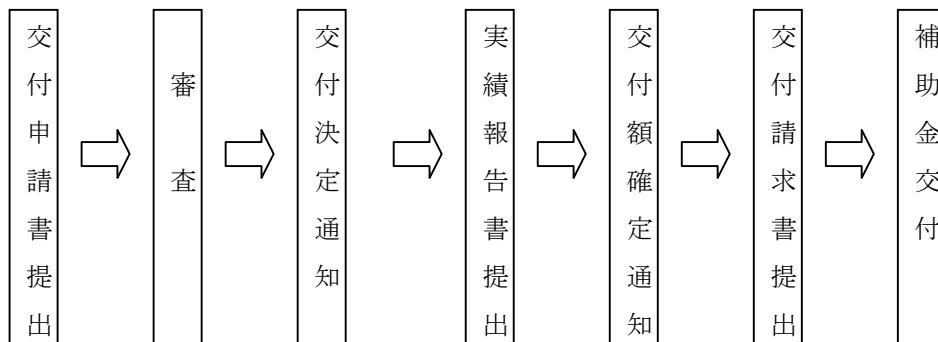
### ウ その他

判例では、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互間の経費負担区分を乱す行為や憲法第 14 条の平等原則に違反するものは許されないとされている。

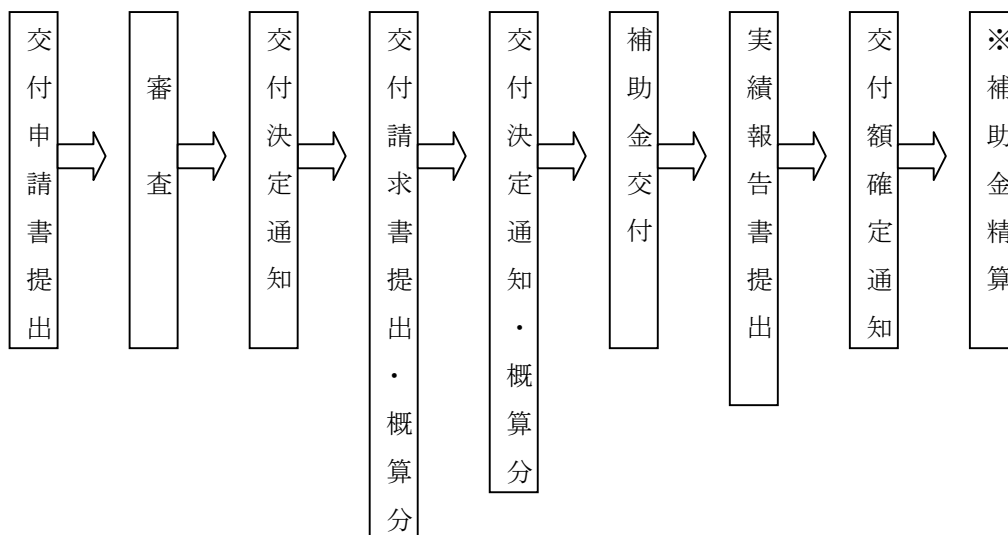
(4) 補助金交付事務の流れ

基本的な手順としてはつぎのとおりである。

ア 確定払いの場合



イ 概算払いの場合（※は該当する場合のみ）



5 これまでの補助金の見直し状況について

現在、区の補助金については、平成 14 年 2 月に決定した、「補助金の見直しについて」に基づき、3 年ごとに全庁的な見直しを実施している。

平成 20 年度に実施した見直しにおいて、この「補助金の見直しについて」の一部が、平成 20 年 10 月 16 日付け区長決定により変更となっている。

具体的には以下のとおりである。

ア 全庁的かつ定期的な見直しの修正

「一定期間(3年)を経過した後に必ず見直すことを原則とするため、補助要綱等において事業実施期間(3年)を明示する」を削除した。

イ 事業全体の総経費の上限設定の削除

「補助事業の総経費の増加率は区税収入の増加率を上限として設定することを原則とする」旨の内容を削除した。

なお、今回の全庁的な見直しは平成 23 年度に行う予定である。

6 監査対象および範囲

今回の行政監査の対象とした補助金は 155 件で、区の組織順に並べると次表のとおりとなる。

【表 1】 監査対象補助金および所管部課

※所管部課の名称は、平成 22 年度の組織名を用いた。

NO	補助金名	所管部課(※)	
1	区民防災組織に対する訓練等助成金	危機管理室	防災課
2	災害時における飲料水確保に関する協定に伴う助成金		安全・安心担当課
3	防犯設備整備費補助金		
4	地域防犯防火連携組織運営費補助金		
5	防犯協会補助金		
6	防火防災協会補助金		
7	消防団補助金		
8	原水爆禁止運動推進団体補助金	総務部	総務課
9	自己啓発助成金		人材育成課
10	納税貯蓄組合連合会補助金	区民部	収納課
11	公衆浴場季節事業等補助金	産業地域振興部	経済課
12	公衆浴場施設設備改善事業補助金		
13	燃料費助成金		
14	トライアル雇用充実助成金		
15	ホームページ作成補助金		
16	見本市等出展支援事業補助金		
17	ISO 認証取得支援事業補助金		
18	経営者・後継者育成研修補助金		
19	練馬漬物物産展事業補助金		
20	異業種交流補助金		
21	生鮮食料品共同販売事業補助金		
22	創業支援貸付利子補給金		
23	優良種子助成金		
24	土壌改良・病害防止助成金		
25	練馬大根伝来種保存事業施設整備費等補助金		
26	金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金		
27	生産緑地保全整備事業補助金		
28	都市型農業経営支援事業補助金		
29	農業体験農園管理運営費補助金		
30	農業体験農園施設整備費補助金		



31	商工業団体振興補助金	産 業 地 域 振 興 部	商工観光課
32	いきいき商店街支援事業補助金		
33	商店街共同施設維持管理費補助金		
34	にぎわい商店街支援事業補助金		
35	商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金		
36	商店街振興組合事業運営補助金		
37	活力ある商店街づくり補助金		
38	商店街空き店舗入居促進補助金		
39	練馬アニメーション協議会事業補助金		
40	練馬まつり補助金		
41	照姫まつり補助金		
42	地区祭補助金		地域振興課
43	町会・自治会掲示板設置等補助金		
44	自治活動推進協力費		
45	施設利用補助金		
46	指定葬儀場使用料助成金		
47	町会・自治会施設建設等補助金		経営課
48	保護司会補助金		
49	後見人等謝礼補助金		
50	権利擁護センター運営補助金		
51	中国残留邦人等地域生活支援事業補助金		
52	相談情報ひろば事業助成金		
53	非営利地域福祉活動補助金		
54	地域福祉普及啓発活動補助金		
55	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金		
56	練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金		
57	介護人材育成・研修センター運営費補助金	福祉部	
58	高齢者就業・社会参加支援事業補助金		
59	家賃等補助金		
60	介護老人福祉施設等施設整備費補助金		
61	地域密着型サービス拠点等整備費補助金		
62	認知症高齢者グループホーム整備費補助金		
63	夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金		
64	夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点 の開所初年に係る設備整備費補助金		
65	施設開設準備経費補助金		
66	介護老人保健施設施設整備費補助金		
67	老人クラブ連合会補助金		
68	老人クラブ補助金		
69	高齢者サークル助成金		
70	介護支援専門員資格更新研修費補助金		介護保険課
71	福祉サービス第三者評価受審費用助成金	福祉部介護保険課・障害者サービス 調整担当課、児童青少年部保育課	

72	生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(社会福祉法人等)	福祉部	介護保険課		
73	生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(介護保険サービス提供事業者)		福祉部	障害者施策推進課	
74	福祉団体運営費補助金				
75	精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金				
76	精神障害回復途上者通所訓練事業に係る通所者交通費助成金				
77	障害者グループホーム整備費補助金				
78	障害者グループホーム等防火設備整備費補助金				
79	新体系移行支援事業運営費補助金				
80	新体系移行支援事業に係る通所者交通費補助金				
81	障害者短期入所(ショートステイ)事業所整備費補助金				
82	グループホーム等運営費助成金				
83	自己所有電話基本料金等助成費				
84	障害者施設整備費補助金				
85	高齢者等世帯家具転倒防止器具等設置費補助金				
86	マンモグラフィ機器購入費補助金				健康部
87	飼い猫の去勢・不妊手術費助成金	健康部			
88	地域猫去勢・不妊手術費助成金				
89	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会事業助成金				
90	ねずみ防除工事費用助成金				
91	練馬区医師会訪問看護ステーション事業運営費補助金		地域医療 担当部	地域医療課	
92	地域医療推進事業補助金				
93	(財)東京都医療保健協会施設整備資金利子補給金				
94	磁気共鳴画像診断装置設置補助金				
95	事務所貸借補助金(日本大学医学部付属練馬光が丘病院対策費)				
96	母子寡婦福祉連合会に対する補助金	児童 青 少 年 部	子育て支援課		
97	放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金				
98	子育て支援情報提供事業補助金			児童 青 少 年 部	保育課
99	民設子育てのひろば事業補助金				
100	私立保育園協会補助金				
101	一時預かり事業補助金				
102	私立保育所年末保育事業補助金				
103	私立保育所施設整備資金利子補給金				
104	私立保育所施設整備費補助金				
105	私立保育所設置促進事業補助金				
106	施設補助金(保育室)				
107	認証保育所運営費補助金				
108	認証保育所開設準備等経費補助金				
109	認証保育所学校 110 番設置経費補助金				
110	認証保育所保育料補助金				
111	研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(家庭福祉員)				
112	研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(駅型)				
113	短期特例保育補助金				
114	私立幼稚園預かり保育事業費補助金				
115	認定こども園運営費等補助金				

116	研修費補助金	児童青少年部	青少年課
117	民間遊び場運営費等補助金		
118	民間遊び場管理委員会委員ボランティア保険補助金		
119	民間遊び場損害賠償責任保険補助金		
120	地球温暖化対策小規模事業者用設備設置補助金	環境部	環境課
121	地球温暖化対策住宅用設備設置補助金		
122	吹付けアスベスト等除去工事助成金		
123	事業所建築物のアスベスト調査経費の助成金		
124	建築物アスベスト調査経費の助成金		みどり推進課
125	保護樹木・樹林補助金		
126	みどりの街並みづくり助成金		
127	在宅医療廃棄物回収事業補助金		
128	家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金		
129	土地区画整理事業助成金	都市整備部	まちづくり推進調整課
130	都市防災不燃化促進助成金		東部地域まちづくり課
131	密集住宅市街地整備促進事業助成金		大江戸線延伸推進課
132	大江戸線延伸促進期成同盟に対する補助金		建築課
133	戸建住宅耐震改修工事等助成金		
134	民間建築物耐震改修工事等助成金		
135	木造戸建住宅簡易補強工事助成金		
136	耐震シェルター等設置助成金		
137	道路拡幅整備等助成金		
138	福祉のまちづくり整備助成金		
139	私道整備助成金	土木部	計画課
140	雨水浸透施設整備助成金		交通安全課
141	交通安全協会補助金		
142	幼児2人同乗用自転車レンタル事業補助金		
143	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金	学校教育部	庶務課
144	学校教育関係団体補助金		庶務課・学務課
145	私立幼稚園等就園奨励費補助金		学務課
146	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金		
147	私立幼稚園等入園児保護者補助金		
148	私立幼稚園施設整備資金利子補給費		
149	私立幼稚園行事費等助成金		
150	私立幼稚園教職員教育研修会補助金		
151	私立幼稚園教育環境整備費補助金		
152	私立幼稚園学級補助員配置助成費		
153	文化財保護事業に関する奨励金および補助金	生涯学習部	生涯学習課
154	公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金		スポーツ振興課
155	練馬区釣魚連合会に対する交付金		

## 7 監査方法

### (1) 課題等説明

監査委員は、平成 22 年 8 月 20 日、同月 23 日に、補助金交付の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理等について、財政課長および所管補助金数の多い課長から、つぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 補助金の必要性、補助事業の有効性等についての現状および課題  
財政課長

イ 補助金の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理等についての所管課の現状および課題

経済課長、商工観光課長、高齢社会対策課長、障害者施策推進課長、保育課長、みどり推進課長、学務課長

### (2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して補助金交付に係る事務処理等についてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。また、現状の把握については、これまでに実施した定期監査、財政援助団体等監査などで把握した状況も活用した。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

## 8 監査実施期間

平成 22 年 6 月 28 日(月)から平成 23 年 4 月 27 日(水)まで

## 9 監査の視点

合規性に加えて、行政監査の目的とする「経済性」、「効率性」、「有効性」を踏まえ、以下の視点に重きを置いた検証を行った。

### (1) 補助金交付についての事務処理に課題はないか。

ア 交付対象経費は明確になっているか。

イ 実績報告書等の提出期限は守られているか。

ウ 実績報告書等の内容を十分に確認しているか。

エ 事務処理は効率的に行われているか。

### (2) 補助金交付の公益性（必要性）についての課題はないか。

ア 具体的な成果は上がっているか。

- イ 成果指標等の客観的根拠により成果測定を行っているか。
- ウ 公益性（必要性）を定期的に検証しているか。
- エ 区民ニーズに的確に応えたものとなっているか。

## 第2 監査結果

公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているかについて検証した。

その結果、補助事業は補助要綱に基づいて実施されており、実績報告書等の書類、あるいは実地調査などによって事業実績を確認していた。また、多くの補助事業が目的とする成果を上げており、費用対効果の観点からの効率性も確保できていることが確認できた。

これらのことから、個別項目において検討を要する事項はあったものの、補助金の交付事務は適正に行われていると認められる。

監査の視点に基づく、アンケート調査の項目別監査結果は下記のとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、補助金が更に有効に機能するための課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

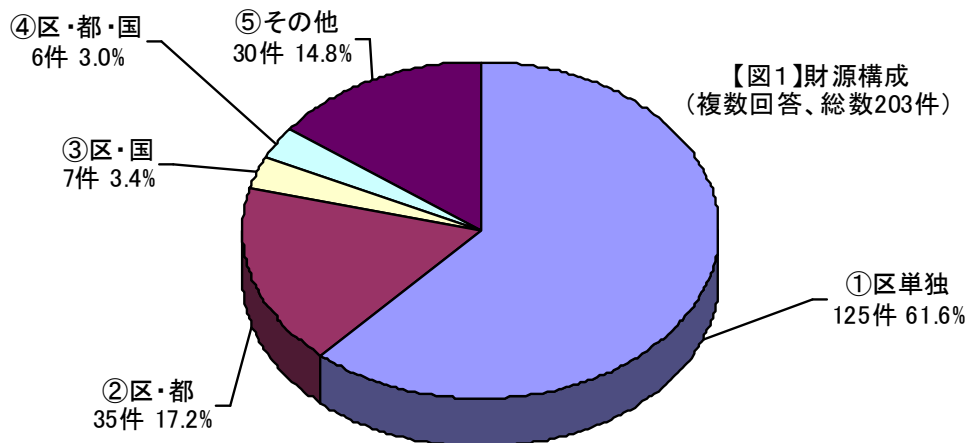
※監査対象補助金数は 155 件だが、交付対象経費毎に調査を行ったものもあるので、アンケート総数としては 192 件となる。

※調査項目によって該当の有無があるため、各項目間の総数は一致しないことがある。

### 1 財源構成【図1】

補助金を構成する財源としては、①区単独が 125 件(61.6%)と一番多く、次に②区・都が 35 件(17.2%)となっている。⑤その他と回答した補助金は 30 件(14.8%)で、この中には国や都が単独で補助するものが含まれており、今後も国や都の動向を注視し、財源確保に積極的に取り組む必要がある。

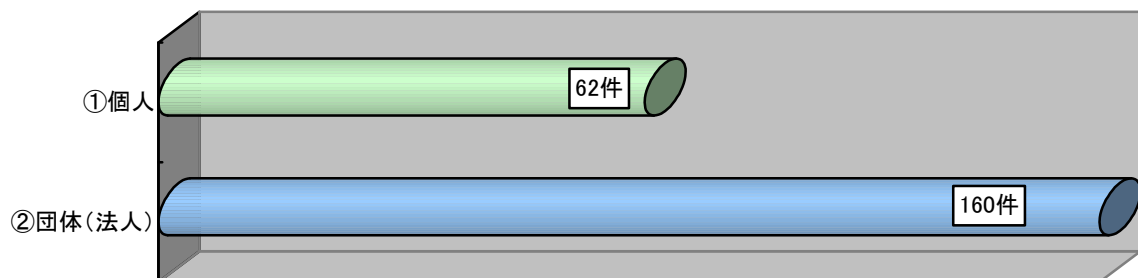
なお、国や都の財源を活用する際、対象経費の算定に当たっては、その範囲や計数を十分に確認し、遺漏のないように事務処理を行われたい。



## 2 交付対象【図2】

補助金の交付対象については、①個人を対象とする補助金が62件、②団体(法人)を対象とする補助金が160件であった。

【図2】交付対象(複数回答、総数222件)

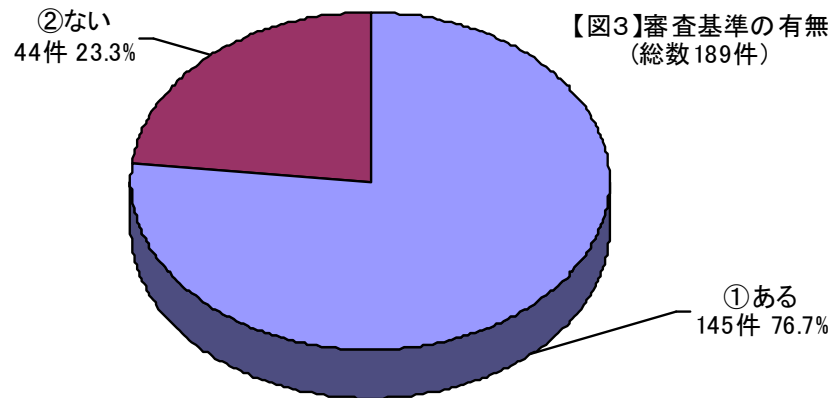


## 3 審査基準の有無【図3】

補助金の交付決定に際し、具体的な審査基準が①あると回答した補助金は145件(76.7%)であった。②ないと回答した補助金は44件(23.3%)であったが、その理由として、実績報告書で確認できるためという回答が多かった。

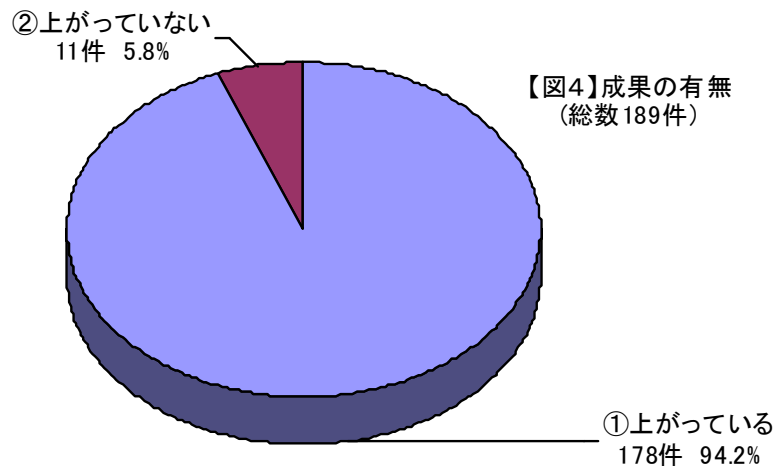
審査基準は、補助金の交付が法令および予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的および内容が適正か、金額の算定に誤りがないか等の拠り所となるべきもので、確実な判断を行うためにも必要と考える。

なお、「障害者施設整備費補助金(福祉部障害者サービス調整担当課)」において、審査手続に不適切な事例があった。



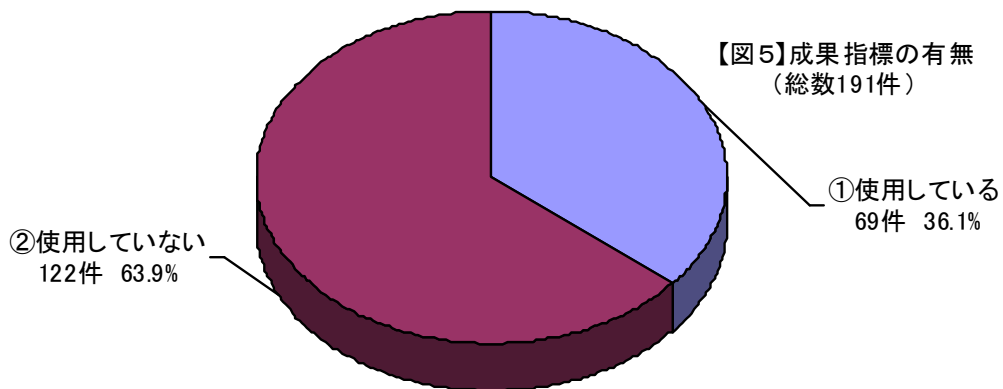
#### 4 成果の有無【図4】

補助金の成果の有無は、補助要綱等の交付目的と照らし合わせて判断することが求められるが、成果が①上がっていると回答した補助金は178件(94.2%)であった。②上がっていないと回答した補助金は11件(5.8%)であるが、その理由として、実績がない、あるいは実績が少ないためという回答が多かった。



#### 5 成果指標の有無【図5】

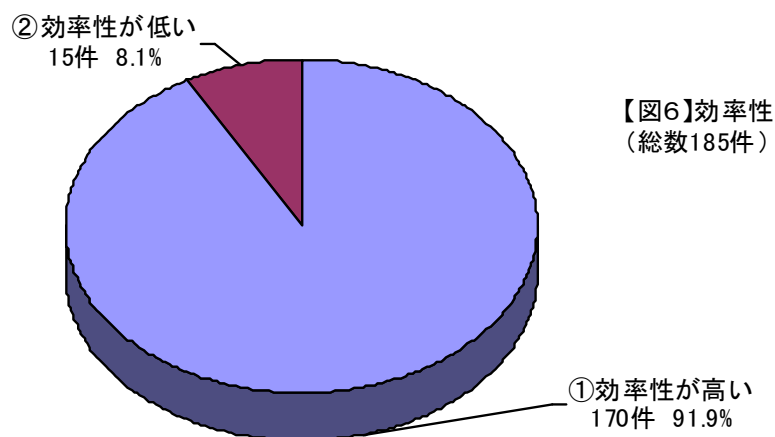
補助金の成果測定に際し成果指標を①使用していると回答した補助金は69件(36.1%)、②使用していないと回答した補助金は122件(63.9%)であった。4で成果が上がっていると回答した補助金は9割を超えたが、成果指標を使用している補助金は4割に満たず、その判断根拠が不明確である。また、成果指標を使用していない理由として、指標化が困難、指標化がそぐわないといった回答があった。区民に対する説明責任の観点から、補助事業を客観的に判断できる指標による成果測定を行うことが望ましい。



## 6 効率性【図6】

補助金の効率性については、①高いと回答した補助金が170件(91.9%)であった。②低いと回答した補助金は15件(8.1%)で、その理由として、実績がないことや処理が二課にまたがるなどの回答があった。

原資が貴重な税金である以上、補助金においても、最少の経費で最大の効果を実現することが求められる。効率性が低いと回答した補助金については、創意工夫のもと、効率性の向上に向けて補助条件の見直しや事務処理の改善に取り組まれない。

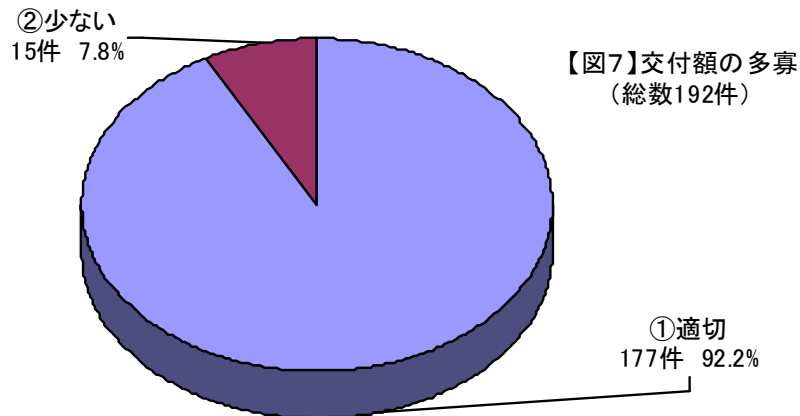


## 7 交付額の多寡【図7】

補助金の交付額については、①適切だと回答した補助金が177件(92.2%)、②少ないと回答した補助金が15件(7.8%)であった。

必要以上に多すぎる補助金は補助事業者等の自立を結果的に損なってしまうという側面がある。このことに十分留意して、交付額についても決算状況を踏まえて精査することが重要である。



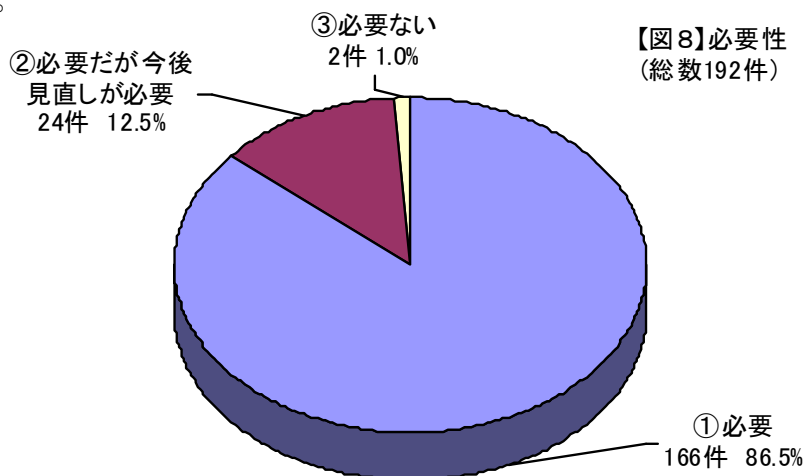


## 8 必要性【図8】

補助金の必要性については、①必要と回答した補助金が166件(86.5%)であった。②必要だが今後見直しが必要と回答した補助金は24件(12.5%)で、成果や実績が上がっていないためという回答が多かった。③必要ないと回答した補助金は2件(1.0%)で、「経営者・後継者育成研修補助金」および「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」であった。

前者の「経営者・後継者育成研修補助金」は、平成22年8月に実施された事務事業見直しにおいて「必要性が低い」と評価されたものである。当該補助金の所管課は、平成23年度は新たな後継者等の育成事業を実施する予定であるとしているが、区内事業者のニーズを的確に捉えた効果的な事業を実施するよう図られたい。

また、後者の「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」については、区の補助事業としては平成22年度をもって終了したが、引き続き、財団法人練馬区都市整備公社がレンタサイクル事業として実施している。

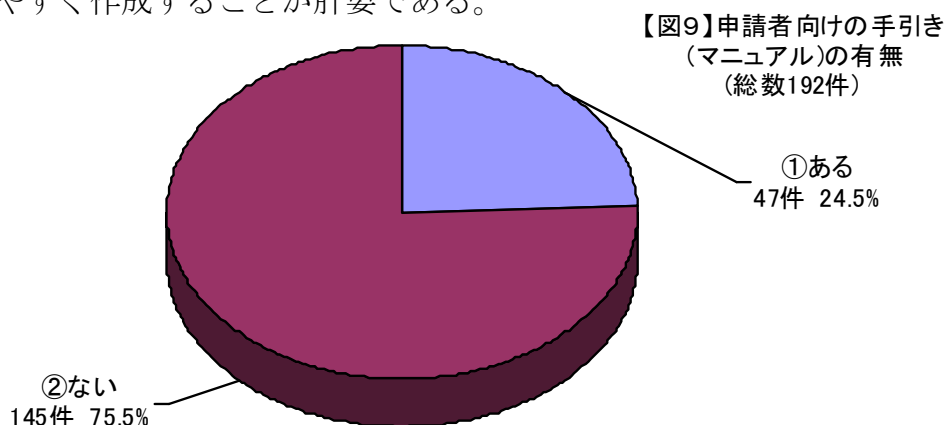


### 9 申請者向けの手引き（マニュアル）の有無【図9】

補助金の申請に際し申請者向けの手引き（マニュアル）が①あると回答した補助金は47件(24.5%)で、個人向けの補助金が多かった。②ないと回答した補助金は145件(75.5%)で、その理由として、特定の団体への補助金なので必要ないなどの回答があった。

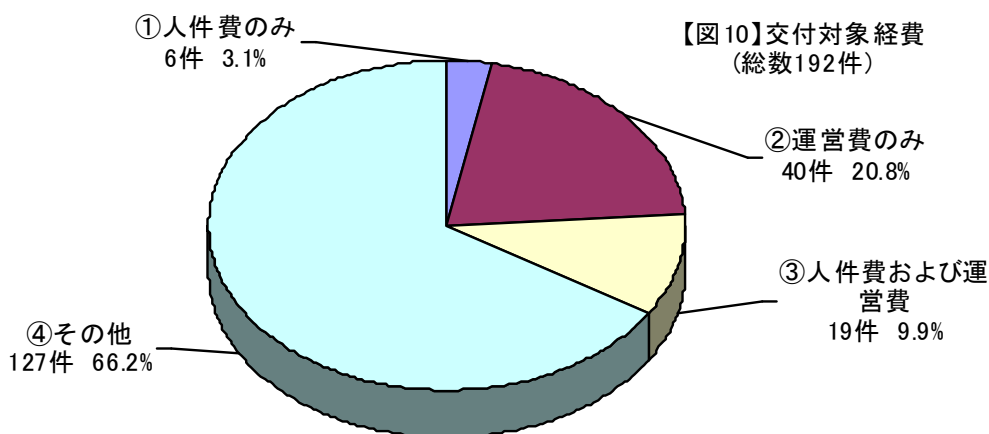
区民がより利用しやすく、また申請時の記載もれや誤りを防止するという観点から、申請者向けの手引き（マニュアル）を整備することは重要である。また、申請書等の正確性を担保することで、事務処理の効率化につながることも期待できる。

なお、手引き（マニュアル）を作成する際は、区民の視点に立ち、分かりやすく作成することが肝要である。



### 10 交付対象経費【図10】

補助金の交付対象経費については、①人件費のみと回答した補助金が6件(3.1%)、②運営費のみと回答した補助金が40件(20.8%)、③人件費および運営費と回答した補助金が19件(9.9%)であった。④その他と回答した補助金が127件(66.2%)と一番多かったが、その内容は施設整備費や個別・具体的な経費（改修経費等）などであった。



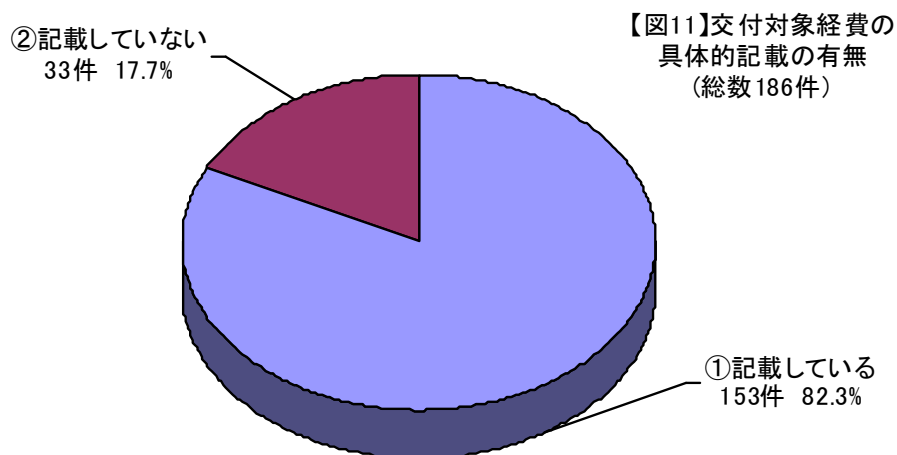
なお、補助要綱上で「区長が特に認める」旨の規定があるにもかかわらず、文書で明確に定めていない補助金が見受けられた。

また、交付対象経費の中に弁当代が含まれる補助金が見受けられたが、公益性が求められる補助金の使途として相応しいものか検討が必要である。

#### 11 交付対象経費の具体的記載の有無【図 11】

10 で交付対象経費が、運営費のみ、人件費および運営費、その他と回答した場合、交付対象経費を補助要綱等に具体的に①記載していると回答した補助金は 153 件(82.3%)であった。②記載していないと回答した補助金は 33 件(17.7%)であったが、その理由として、実績で確認するといった回答が多かった。

補助金は対象となる経費に対してのみ支出されるべきものであるため、事後的な審査の結果返還されるとしても、一旦対象外経費に対して支出してしまうことは望ましいことではない。また、返還手続等が発生することで、区および補助事業者等双方の事務処理が煩雑になることも否めない。交付対象経費については、補助事業者等が判断しやすいよう、対象内経費あるいは対象外経費について具体的に記載することが重要である。

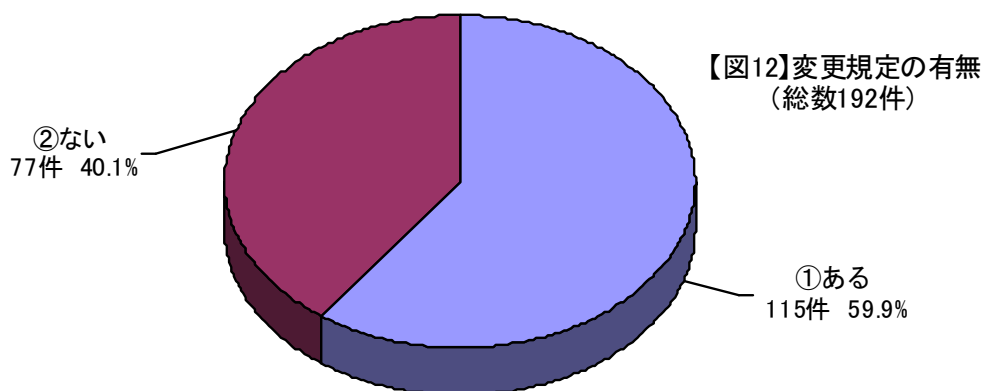


#### 12 変更規定の有無【図 12】

補助金の交付決定後に申請内容に変更があった場合の規定が補助要綱に①あると回答した補助金が 115 件(59.9%)であった。②ないと回答した補助金が 77 件(40.1%)であったが、その理由として、想定していないためという回答が多かった。

変更規定があると回答した補助金においても、定期監査や財政援助

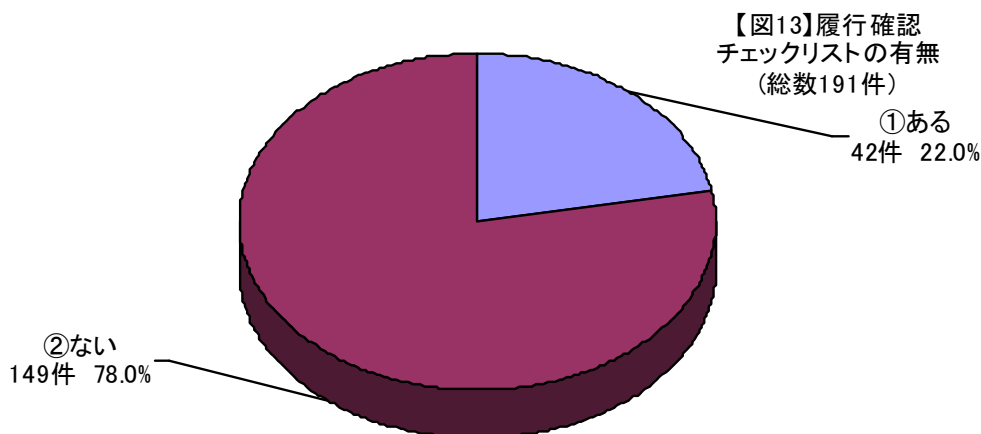
団体等監査で変更規定の履行が不十分な事例が見受けられるので、手続の遵守を徹底されたい。



### 13 履行確認チェックリストの有無【図13】

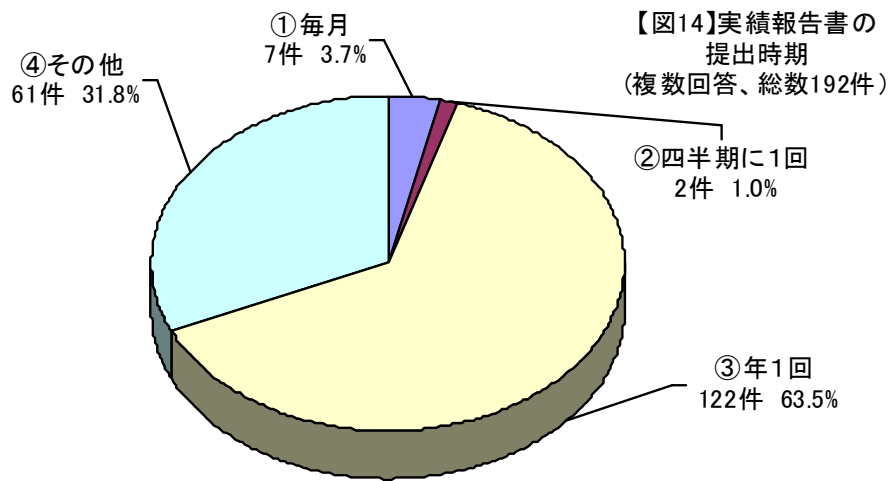
補助金の履行内容を確認するためのチェックリストが①あると回答した補助金が42件(22.0%)、②ないと回答した補助金が149件(78.0%)であった。

定期監査や財政援助団体等監査での状況をみると、所管課の履行確認が不十分なまま、交付対象外と疑われかねない経費に対して交付確定している事例があった。履行確認者による判断のばらつきや確認漏れを防ぎ、効率的な確認を行うためには、点検ポイント等を記したチェックリストを作成・使用することが望ましい。



### 14 実績報告書の提出時期【図14】

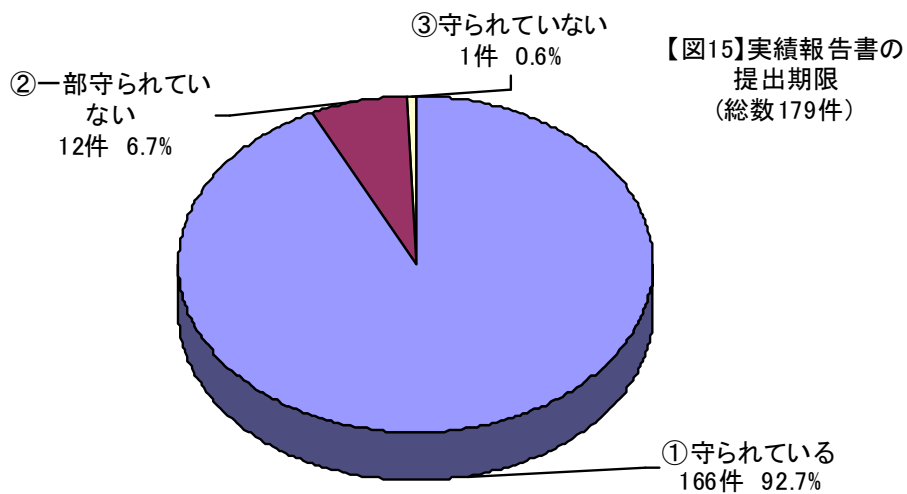
補助事業者等が実績報告書を提出する時期(回数)は、③年1回と回答した補助金が122件(63.5%)と一番多かった。①毎月と回答した補助金が7件(3.7%)、②四半期に1回と回答した補助金が2件(1.0%)であった。④その他と回答した補助金は61件(31.8%)であったが、事業完了・終了時や工事終了後という回答が多かった。



15 実績報告書の提出期限【図15】

実績報告書の提出期限が①守られていると回答した補助金が166件(92.7%)、②一部守られていないと回答した補助金が12件(6.7%)であった。③守られていないと回答した補助金は1件(0.6%)で、その理由として、提出時期が年度末の忙しい時期なのでと回答している。

提出書類の期限を遵守させることは、補助事業を円滑に進めるために不可欠なことである。所管課においては、提出期限を遵守するよう補助事業者等に対する指導を徹底されたい。なお、提出書類において、報告日等が漏れている事例が多数見受けられた。報告日等の漏れについても併せて指導されたい。



## 16 実績報告書の確認内容【図16】

①総額のみを確認すると回答した補助金は13件(7.4%)、②総額および内訳を確認すると回答した補助金は162件(92.6%)であった。

実績報告書においては、対象経費として支出した補助金が最終的にどのように使われたのか、明確に確認できることが重要である。①総額のみを確認するといった補助金については、内訳を確認する必要性が本当に無いのか、また②総額および内訳を確認すると回答した補助金は、その内容で補助対象経費の使途が明確に確認できるのか、実績報告書の様式を含めた検証をすることが求められる。

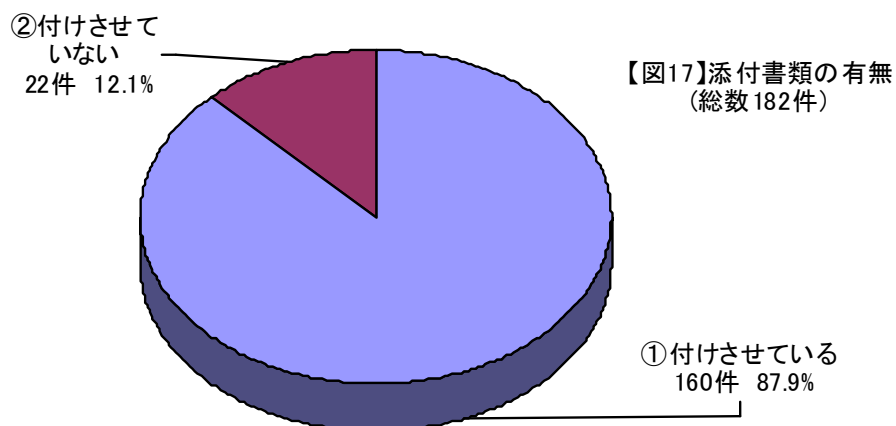


## 17 添付書類の有無【図17】

実績報告書に添付書類を①付けさせていると回答した補助金は160件(87.9%)、②付けさせていないと回答した補助金は22件(12.1%)であった。添付書類としては、収支計算書、領収書、貸借対照表等があった。

今回、補助額には影響がなかったものの、実績報告書と添付書類の照合が不十分と思われる事例が散見された。添付書類は実績報告書の記載内容を裏付ける重要な証拠書類であることを十分に踏まえた審査を行われたい。

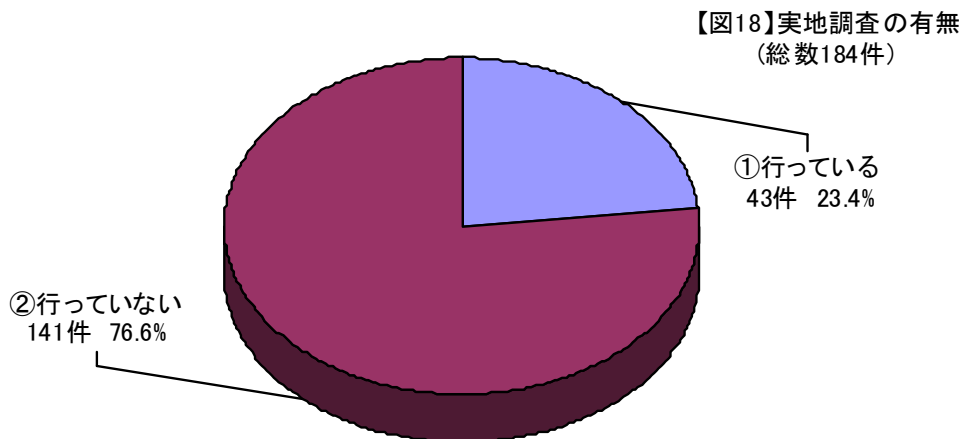
なお、不必要と思われる添付書類を提出させている補助金もあった。所管課、補助事業者等双方の負担軽減の観点から、実績報告書の内容確認のために必要な書類を精査することが必要である。



#### 18 実地調査の有無【図18】

実地調査を①行っている回答した補助金は43件(23.4%)、②行っていないと回答した補助金は141件(76.6%)であった。

実績報告書の記載内容を確認する際、勘定元帳、領収書等現地で保管している書類の確認や現物確認などが必要となる場合がある。十分な確認ができるよう、必要に応じて実地調査も視野に入れた確認を行われたい。



なお、「保護樹木・樹林補助金(環境部みどり推進課)」の保護樹林に対する補助金について、実態調査を行っていなかった。区のみどりを保全することは、みどり30推進計画にもあるとおり、区の最重要課題のひとつである。今後は実態調査を定期的に行うよう検討されたい。

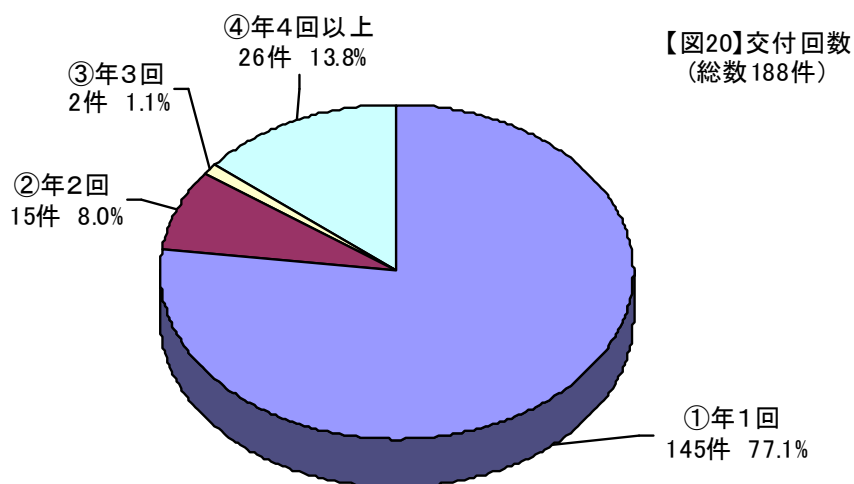
### 19 現地での書類確認の有無【図19】

18で実地調査を行っている場合、現地で書類を①確認していると回答した補助金は20件(46.5%)であった。②確認していないと回答した補助金は23件(53.5%)であった。



### 20 交付回数【図20】

補助金の交付回数については、①年1回と回答した補助金が145件(77.1%)、②年2回と回答した補助金が15件(8.0%)、③年3回と回答した補助金が2件(1.1%)であった。④年4回以上と回答した補助金は26件(13.8%)で、毎月交付するものや随時交付するものなどが該当している。





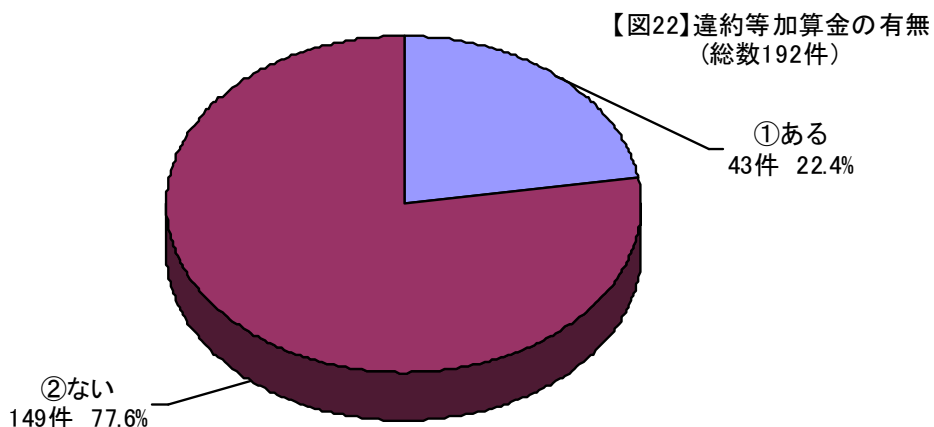
## 21 支払い方法【図 21】

補助金の支払い方法については、①確定払いと回答した補助金が 128 件(66.3%)で、③概算払いと回答した補助金が 61 件(31.6%)であった。②一部確定払いと回答した補助金は 4 件(2.1%)あったが、運営費のみ概算払いでそれ以外の経費が確定払いというものなどであった。



## 22 違約等加算金の有無【図 22】

交付決定取消等の事由で補助金を返還させる場合、違約等加算金が①あると回答した補助金は 43 件(22.4%)、②ないと回答した補助金は 149 件(77.6%)であった。違約等加算する場合の加算率としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 19 条第 2 項にある加算率の 10.95%で規定している補助金がほとんどであった。その他の加算率としては、特別区民税・都民税の延滞にかかる割合である 14.6%で規定しているものがあった。

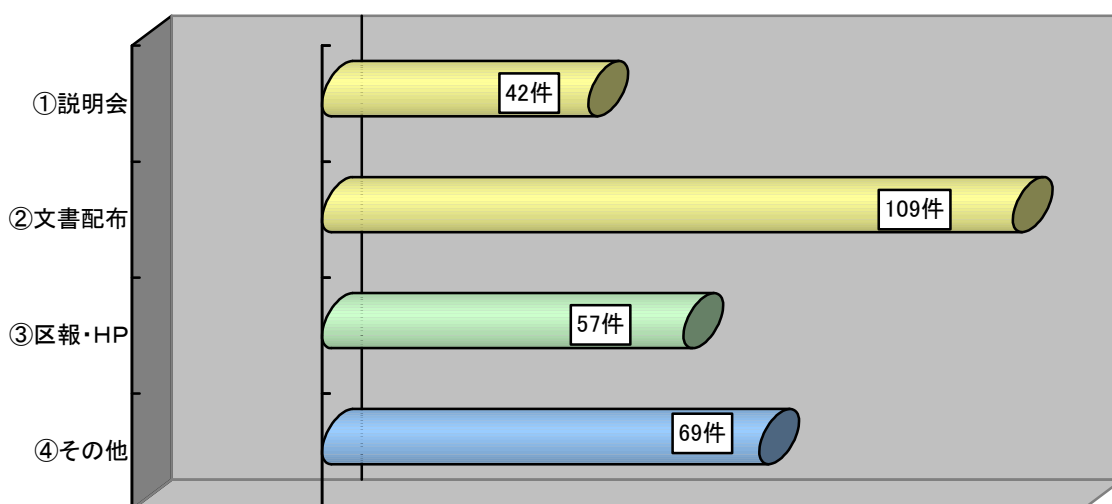


### 23 周知方法【図23】

補助金の周知方法については、②文書配布が109件と一番多く、次いで③区報・HPが57件、①説明会が42件であった。④その他として69件の回答があったが、特定の補助事業者等を対象としているので周知は行っていないという回答が多かった。

なお、財政援助団体等監査において、補助要綱等の変更内容が補助事業者等に十分に伝わっていない事例があった。補助事業者等の理解を得られるよう、さまざまな機会を捉えて周知されたい。

【図23】周知方法(複数回答、総数277件)



## 第3 監査委員意見

### 1 補助金交付に係る適正な事務処理の確保について

補助金は、区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるもので、公正かつ効率的に執行することが求められる。そのためには、交付申請から始まり補助金の確定・精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことが必要である。特に、交付目的や補助基準に照らし、交付対象経費の使途が適正であったか、実績報告書やその添付書類で十分に審査することは重要である。

アンケート調査では、実績報告書の総額のみならず内訳まで確認している補助金が9割を超え、更にその8割以上が実績報告書に添付書類を付けさせていると回答している。一方で履行内容を確認するためのチェックリ

ストの有無を調査したところ、あると回答した補助金は2割に過ぎなかった。チェックリストは、確認漏れによる誤謬や担当者による判断の差異を防ぐ有効な手段で、これを使用していないことは実質的な確認が不十分になってしまう一因ともなり得る。事実、今回、所管課から提出された補助金関係書類を検証すると、補助額には影響がなかったものの実績報告書の記載事項誤りや添付書類の漏れ・間違いが散見された。また、定期監査や財政援助団体等監査においても、履行確認が不十分なため指摘事項や要請事項となる事例が毎年度のように発生している。

今後は、補助金交付に係る適正な事務処理を確保するため、実績報告書とその証拠書類である添付書類の審査を慎重に行われたい。

また、補助金について、交付申請、決定、補助金の返還など、補助金執行に関する共通的・基本的事項を規定することで、補助金に係る執行の更なる効率化に努められたい。

なお、補助事業者等の会計方式は、公益法人会計によるもの、企業会計によるもの等さまざまなので、当該団体の会計方式に即応した確認方法についても検討されたい。

## 2 補助金の公益性および必要性について

補助金支出の法的根拠として法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあることから、補助金には公益性が必要とされる。この公益性を認定するのは長および議会ではあるが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。

また、法第 2 条第 14 項によると、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。更に、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条第 1 項によると、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の経費の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。このように、行政が行う事務事業執行においては高い費用対効果が求められており、法の目的から言っても客観的な効果測定が必要であると言える。

アンケート調査では必要性が高いと判断されている補助金がほとんどであったが、成果指標が作成されていない補助金も多く、その根拠が不明確である。補助金の透明性を確保し、区民への説明責任を果たす観点から、客観性のある成果指標を整備して必要性の判断を行うことが望ましい。

また、社会経済状況が変化する中、交付目的をすでに達成しているもの、

役割が薄れているもの、整理・統合すべきもの等ないか、補助金の必要性について、PDCAサイクルに則った不断の検証が必要である。そのためには、補助要綱等へ終期を設定するサンセット方式により、補助事業を定期的に検証することが望まれる。

なお、補助金交付の適否や補助制度の運用を公平・公正に判断するためには、客観的な評価や意見を受けることも必要である。については、行政評価委員会等の活用についても検討されたい。

これからの時代、区は地域における多様な活動主体と役割分担しながら、協働により効果的・効率的に公共サービスを提供していくための環境整備が求められている。その手法のひとつとして補助金が果たす役割は大きい。

区においては平成23年度から、町会・自治会や特定非営利活動法人など地域活動団体から提案された協働事業が実施されている。これは公募型補助金に位置づけられるもので、公開プレゼンテーション等で審査過程が一定程度明らかにされているものであり、補助金の公平性・透明性を確保するためには有用な制度と考える。

既存の補助事業のスクラップアンドビルドを徹底的に行うことで財源を確保した上で、区民との協働を進める観点からこの公募型補助制度について拡充を図るなど新たな補助制度の構築に向け期待するものである。

## 部別補助金一覧表

(※この表は、アンケート調査項目中、主要項目を一覧にしたものである。)



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				

1 危機管理室（補助金数7件）

【No. 1 区民防災組織に対する訓練等助成金】																							
練馬区区民防災組織が大地震等の災害に備えて実施する防災訓練およびその他の防災活動への助成	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (防災訓練等経費)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
【No. 2 災害時における飲料水確保に関する協定に伴う助成金】																							
災害時における飲料水確保のため	区単独	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	その他
【No. 3 防犯設備整備費補助金】																							
練馬区民の安全と安心を推進する条例第8条第1項の規定に基づき、同条例第16条に定める安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区における防犯対策の向上を図ること	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (機器購入等経費)	有	有	無	その他 (補助事業終了時)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布
【No. 4 地域防犯防火連携組織運営費補助金】																							
区民等が地域で行う防犯防火にかかる活動を行うため、地域防犯防火連携組織を設置した際に、その運営に係る経費に対する補助金を交付することで、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会
【No. 5 防犯協会補助金】																							
補助金を交付することにより、区の防犯に資するため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布

表-1

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 6 防火防災協会補助金】</b>																							
補助金を交付することにより、防火防災協会活動の推進を図り、もって練馬区の防火防災思想の普及および高揚に資する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 7 消防団補助金】</b>																							
消防団活動の推進を図り、もって練馬区の消防に資する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>2 総務部（補助金数2件）</b>																							
<b>【No. 8 原水爆禁止運動推進団体補助金】</b>																							
各団体の原水爆禁止世界大会広島大会および長崎大会への派遣事業について、「非核都市練馬区宣言」の趣旨にのっとり、核兵器の廃絶と軍縮にむけた区民活動を補助し、区民の平和意識高揚に寄与するため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (旅費)	有	無	無	その他 (事業 終了後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知無)
<b>【No. 9 自己啓発助成金】</b>																							
職員の自己啓発意欲を喚起するとともに、人材育成を図り、もって勤務能率の向上に寄与する。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (研修 受講料)	有	無	無	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (職員支援 サイトへ の掲載)
<b>3 区民部（補助金数1件）</b>																							
<b>【No. 10 納税貯蓄組合連合会補助金】</b>																							
練馬区内の納税貯蓄組合連合会の納税推進に関する事業に対する補助として。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	その他 (団体へ 連絡)

表-2



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				

4 産業地域振興部（補助金数37件）

【No. 11 公衆浴場季節事業等補助金】																							
練馬区内の公衆浴場業者が行う伝統的風習行事等である季節事業に対し、区がその費用の一部を補助し、区がその費用の一部を補助し、公衆浴場利用の喚起を図るとともに、地域住民のコミュニティ形成の促進に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(営業経費)	無	無	無	その他(請求時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	無	その他(団体へ直接説明)
【No. 12 公衆浴場施設設備改善事業補助金】																							
自家風呂設置者の増加による公衆浴場経営に及ぼす影響を考慮し、公衆浴場施設設備の改善、近代化に必要な費用の一部を助成することにより、公衆浴場の経営の安定と振興を図り、もって区内の公衆衛生を確保し、増進することを目的とする。	その他	個人団体	有	上がっている	有	高い	少ない	必要	無	その他(工事費用)	有	無	無	その他(請求時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他(支部長に説明)
【No. 13 燃料費助成金】																							
練馬区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費の一部を助成することにより、経営の安定化に資するとともに、公衆浴場の転廃業を防止し、区民の利便性と保健衛生の向上に寄与することを目的としている。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(燃料費)	有	無	無	その他(年2回)	守られている	総額と内訳	無	無	—	年2回	確定	無	その他(支部長に案内)
【No. 14 トライアル雇用充実助成金】																							
国のトライアル雇用事業を行う区内事業所に対し、当該トライアル雇用に係る負担の一部を助成することにより、若年者や中高年齢者等の正規就労を促進する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	無	無	その他(申請時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (出張相談等)
【No. 15 ホームページ作成補助金】																							
区内の中小企業、商工会等が、ホームページを作成する場合に、その経費の一部を補助することによりインターネットを活用した情報化を積極的に支援し、地域産業の振興に寄与すること	区単独	個人団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他(HP作成委託費)	有	有	無	その他(随時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業情報に掲載)

表-3

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 16 見本市等出展支援事業補助金】</b>																							
区内の製造業者およびその団体に対し、見本市等に出展する経費の一部を補助することにより、見本市等の出展を通じて区内製造業者の販路拡大および自立的発展を図る。	区単独	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (会場 使用料等)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載)
<b>【No. 17 ISO認証取得支援事業補助金】</b>																							
国際標準化機構（ISO）が定めた規格の認証取得を予定している練馬区内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助することにより、区内事業所による認証取得への取組を促進し、区内中小企業者の競争力および経営基盤の強化を図る。	区単独	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (コンサル 派遣経費等)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載)
<b>【No. 18 経営者・後継者育成研修補助金】</b>																							
区内の中小企業の経営者または後継者等が、経営の向上に資する研修を受講する場合に、その経費の一部を補助することにより、意欲のある次世代経営者の育成を図り、もって区内の中小企業の振興に寄与すること	区単独	個人 団体	有	上がっていない	無	高い	適切	必要 ない	有	その他 (入学金、 受講料、 教材費)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (チラシ)
<b>【No. 19 練馬漬物産物産展事業補助金】</b>																							
練馬の伝統的産物である漬物の展示・即売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産物の振興を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (会場 設営費等)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	概算	無	その他 (対象団体 にのみ 周知)
<b>【No. 20 異業種交流補助金】</b>																							
新製品・新技術の開発を目的として、区内中小企業が個々の保有する技術・情報・人材などを相互活用する企業間交流活動に対して、練馬区が支援することにより中小企業の活性化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (謝金、 委託費等)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	概算	無	区報・HP その他 (チラシ)

表-4

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 21 生鮮食料品共同販売事業補助金】</b>																							
生鮮食料品取扱店が加盟する各小売店商業団体が自主的に行う生鮮食料品共同販売事業に対し区が支援を行い、その組織化および協業化を促進し、健全な経営基盤の発展に寄与することを図り、区民により良い生鮮食料品を提供する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(仕入費、消耗品費)	有	有	無	その他(事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年4回以上	確定	無	その他(対象団体のみに周知)
<b>【No. 22 創業支援貸付利子補給金】</b>																							
事業資金の融資あっせんを金融機関に行うことにより、区内中小企業者の経営の安定と維持改善を図り、もって練馬区の産業の振興発展に寄与する。	区単独	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他(設備資金等の利息の一部)	有	有	無	毎月その他(随時)	守られている	総額と内訳	無	無	—	年4回以上	確定	無	区報・HPその他(取扱金融機関を通して)
<b>【No. 23 優良種子助成金】</b>																							
優良種子の導入を援助することにより、優良品種の普及および品種、規格の統一を促進し、区内野菜生産者の生産意欲の向上および農業経営の安定を図るとともに、質のよい練馬区産農産物を区内消費者に還元する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	少ない	必要だが見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会文書配布
<b>【No. 24 土壌改良・病害防止助成金】</b>																							
連作等により病害にかかりやすく、やせた農地の土壌を回復し、病害を防止するためにかかった経費の一部を助成することにより、区内野菜生産者の生産意欲の向上と農業経営の安定を図るとともに、質のよい農産物を区内消費者に確保する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	少ない	必要だが見直し要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会文書配布
<b>【No. 25 練馬大根伝来種保存事業施設整備費等補助金】</b>																							
区の代表的な地場農産物である練馬大根の伝来種の保存事業において、農作業施設の整備等に要する経費を補助することにより、伝来種を安定的に増産し、伝来種で生産した練馬大根および当該大根を加工した沢庵漬けを広く消費者に還元し、もって地場農産物の育成およびブランド化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(施設整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会文書配布

表-5

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 26 金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金】</b>																							
東京あおば農業協同組合が実施する国産ビール麦「金子ゴールデン」を使用した地ビールの製品化に係る事業に対し、その経費の一部を助成することにより、高付加価値の地場農産物加工品を区内消費者に還元し、もって地場農産物の育成およびブランド化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 27 生産緑地保全整備事業補助金】</b>																							
生産緑地の保全整備を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、農業経営の安定および都市と調和のとれた農業の確立を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 28 都市型農業経営支援事業補助金】</b>																							
練馬区において多様化する区民ニーズに応えながら、都市にある農地の機能を最大限に発揮した創意工夫のある農業経営を支援することにより、都市農業の担い手を育成し、区民と農業者にとって魅力ある都市農業経営の実現を図る。	その他	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 29 農業体験農園管理運営費補助金】</b>																							
区民が余暇活動としての農作業等を行うための農業体験農園を整備し、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図る。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 30 農業体験農園施設整備費補助金】</b>																							
区民が余暇活動としての農作業等を行うための農業体験農園を整備し、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図る。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布

表-6

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類 確認
<b>【No. 31 商工業団体振興補助金】</b>																							
練馬区商店街連合会が行う事業を支援することにより、区内商店会活動の充実を図り、区内商業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	—	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (運営費・事業費)	無	有	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年4回 以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 31-2 商工業団体振興補助金】</b>																							
(社)練馬産業連合会が行う事業に対し、その経費の一部補助することにより、事業活動の充実を図り、区内産業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (団体ニュー スの発行)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (直接団体 へ案内)
<b>【No. 31-3 商工業団体振興補助金】</b>																							
練馬区商店街振興組合連合会が行う事業に対して、その経費の一部を補助することにより、商店会活動の充実を図り、区内商業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	—	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	無	有	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年4回 以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 32 いきいき商店街支援事業補助金】</b>																							
商店会が実施する工夫とアイデアが活かされた事業を支援することにより、活気ある魅力的な商店街づくりを促進する。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	有	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 33 商店街共同施設維持管理費補助金】</b>																							
商店街が保有する共同施設の維持管理に係る経費について、区が経費の一部を補助することにより、快適な商店街環境の維持につとめ、もって商店街通行者の安全確保と区内商業の活性化に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (電気料、修 繕・維持管 理費用)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布

表-7

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 34 にぎわい商店街支援事業補助金】</b>																							
練馬区内の商店会が主体となって実施する各種の催事、朝市、夕市、青空市および売出しを支援することにより、近隣住民を中心とする消費者との交流や商業活動の活性化を促進し、もって区内商業の健全な発展に資する。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	無	その他 (事業終了後)	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 35 商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金】</b>																							
区内の商店街が実施する、商店街にある空き店舗を活用して産地直送による販売等を行う事業を支援することにより、近隣住民を中心とする消費者との交流や、にぎわいと活気のある魅力的な商店街づくりを促進し、もって区内商店街の活性化に寄与する。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	無	その他 (事業終了後)	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 36 商店街振興組合事業運営補助金】</b>																							
商店街振興組合の事業運営に要する経費を支援することにより、振興組合の健全な発展を図る。	区単独	団体	—	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他 (報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 37 活力ある商店街づくり補助金】</b>																							
練馬区商店街連合会に支援することにより、にぎわいと活力ある魅力的な商店街づくりを促進し、区内商店街の活性化に寄与する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 38 商店街空き店舗入居促進補助金】</b>																							
新規起業業者や商店街に不足する業種などの出店を促進し、商店街に発生した空き店舗の解消を図り、商業集積である商店街の賑わいを回復する。	区単独	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (改修費、賃借料)	有	有	無	その他 (工事終了後・賃借支払後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP

表-8

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 39 練馬アニメーション協議会事業補助金】</b>																							
練馬区内のアニメーション関連企業が組織する練馬アニメーション協議会が実施する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、練馬区のアニメーション産業の振興を図るとともに、「アニメのまち 練馬区」を区内、さらに国内外に広くPRし、新しいビジネスモデルの構築と国際的レベルでの販路拡大などアニメーション協議会の事業活動の促進に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(出展料等)	有	有	無	その他(事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 40 練馬まつり補助金】</b>																							
まつり事業(練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。)を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会(以下「対象団体」という。)に対し、練馬区(以下「区」という。)が補助金の交付等の補助を行うことにより、まつり事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他(周知無)
<b>【No. 41 照姫まつり補助金】</b>																							
まつり事業(練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。)を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会(以下「対象団体」という。)に対し、練馬区(以下「区」という。)が補助金の交付等の補助を行うことにより、まつり事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他(周知無)
<b>【No. 42 地区祭補助金】</b>																							
地区祭実行委員会(青少年育成地区委員会、町会および自治会等が中心となり構成される)が開催する地区祭に対し必要な補助を行うことにより、地域の活性化、ふるさと意識の醸成を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他(事業費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会
<b>【No. 43 町会・自治会掲示板設置等補助金】</b>																							
町会・自治会が設置し、または管理する掲示板の新設もしくは建替えまたは修繕に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉増進と地域活動の活性化を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(掲示板新設等経費)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	—(随時)	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)

表-9

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類 確認
<b>【No. 44 自治活動推進協力費】</b>																							
町会または自治会の自主的な活動に対し協力費を交付することにより、町会等の活動の推進を図り、もって地域の活性化の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	無	有	無	その他 (町会等決算 確定後)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 45 施設利用補助金】</b>																							
旅館、ホテルおよび民宿を区民保養施設として指定し、区民の利用に供することにより、区民の健康増進に資することを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが 見直し要	有	その他 (施設 利用料)	有	有	有	毎月	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布 区報・PR
<b>【No. 46 指定葬儀場使用料助成金】</b>																							
区が通夜・葬儀の場所として指定した施設を区民が利用した場合に、使用料助成金を補助することにより、区民サービスの向上を図る。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (会場 使用料)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 47 町会・自治会施設建設等補助金】</b>																							
町会または自治会が町会会館など自主的な活動を行うための施設を新築、建替えまたは購入もしくは増築、改修または修繕する場合に、町会等に対して施設の建設等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の相互交流および自主的な活動の場を確保し、区民生活の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (建設等 経費)	有	有	無	その他 (工事 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	区報・HP その他 (パンフレット)

5 福祉部（補助金数38件）

<b>【No. 48 保護司会補助金】</b>																							
事業経費の一部を補助することにより、犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全および住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	運営費	無	無	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 49 後見人等謝礼補助金】</b>																							
判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため	その他(都100%)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	無	無	その他(随時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他(後見人に説明)
<b>【No. 50 権利擁護センター運営補助金】</b>																							
練馬区社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業担当部署に、練馬区長の附属機関である保健福祉サービス苦情調整委員事務局を置き、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の業務を分担することによって。必要とする人が適切なサービスを利用できるように支援するため	その他(都100%)	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	文書配布
<b>【No. 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金】</b>																							
中国残留邦人等に対する支援事業を実施することにより、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における自立の促進および生活の安定を図ることを目的とする。	その他(国100%)	個人 団体	有	上がっている	有	低い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	その他	一部守られていない	総額と内訳	無	無	—	年2回	概算	無	その他(周知無)
<b>【No. 52 相談情報ひろば事業助成金】</b>																							
地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な場所を提供しながら地域交流を深めること	その他(都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	毎月	守られている	総額と内訳	無	無	—	年4回以上	概算	有	文書配布
<b>【No. 53 非営利地域福祉活動補助金】</b>																							
地域で非営利の福祉活動を行っている民間の団体に対し、経費の一部補助等、活動を支援することにより、区民の互助に基づく在宅福祉サービス等の振興を図り、もって地域福祉の総合的な発展に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	概算	無	文書配布 区報・HP

表-11

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 54 地域福祉普及啓発活動補助金】</b>																							
地域の団体が実施する地域福祉普及啓発活動に対して経費の一部を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金】</b>																							
「練馬区福祉のまちづくり総合計画」の基本方針等に沿った活動および整備に関する提案を公募し、区民自らが主体となって行う企画提案の実施を支援することにより、福祉のまちづくりの推進と福祉の向上に寄与する。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	その他	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	一部 確定 概算	有	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金】</b>																							
区立特別養護老人ホーム、デイサービスセンターおよび経費老人ホームを運営している事業者が、福祉サービス第三者評価を受審する際に要する費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を定着させ、利用者本位の福祉の実現を図る。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (周知無)
<b>【No. 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金(相談支援事業経費を除く)】</b>																							
練馬区内の介護サービス事業者における、専門性を持った介護者の育成と人材確保の支援を目的として、社会福祉法人社会福祉事業団が設立する練馬介護人材育成・研修センターの運営に対し、補助金を交付することにより、区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 57-2 介護人材育成・研修センター運営費補助金(相談支援事業経費)】</b>																							
練馬区内の介護サービス事業者における、専門性を持った介護者の育成と人材確保の支援を目的として、社会福祉法人社会福祉事業団が設立する練馬介護人材育成・研修センターの運営に対し、補助金を交付することにより、区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)

表-12

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金】</b>																							
社団法人練馬区シルバー人材センターが運営するアクティブシニア支援室の高齢者就業・社会参加支援事業について、経費を補助することにより、地域の高齢者の就業機会の創出および多様な働き方の支援を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	その他	守られている	総額 と内訳	無	無	—	年1回	概算	有	その他 (対象団体のみ通知)
<b>【No. 59 家賃等補助金】</b>																							
住宅に困窮している高齢者に、公営住宅への転居が決まるまでに、一定の水準を確保した居室を提供する。	区単独	個人	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (賃貸借 経費)	有	無	—	—	—	—	—	—	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP
<b>【No. 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金】</b>																							
社会福祉法人が特別養護老人ホーム等を建設する際の建設費の一部および福祉医療機構から借入れた資金の償還費の一部を助成する。	区単独	団体	有	上がっている	—	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、整備費の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	—	無	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、整備費の一部を助成することにより、区の高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	—	無	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP

表-13

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、夜間対応型訪問介護事業の拠点のオペレーションセンターの設備整備の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 64 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金】</b>																							
練馬区夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の事業を行う事業者に対して、拠点の開所初年に係る設備整備費の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 65 施設開設準備経費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、開設時から安定した質の高いサービスを提供できるようにするため、拠点の開設準備に要する費用の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 66 介護老人保健施設施設整備費補助金】</b>																							
医療法人等が介護老人保健施設を建設する際の建設費の一部を年度ごとの工事出来高に応じて助成する。	区単独	団体	有	－	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られて いる	－	有	無	－	年4回 以上	確定	有	区報・HP
<b>【No. 67 老人クラブ連合会補助金】</b>																							
練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行っている。練馬区老人クラブ連合会が行う活動に対し、その事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	無	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布

表-14

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 67-2 寿文化祭運営費補助金】</b>																							
練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行っている。練馬区老人クラブ連合会が行う活動に対し、その事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 68 老人クラブ補助金】</b>																							
老人クラブは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として結成している。老人クラブの活動に対して、その事業費を助成し、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 69 高齢者サークル助成金】</b>																							
練馬区内の高齢者サークルの活動を社会還元する事業に助成することにより、高齢者が社会とのつながりを深め、いきがいをもっていきいきと過ごすために、社会参加やボランティア活動を促進し高齢者の福祉の向上に寄与すること	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	区報・HP
<b>【No. 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金】</b>																							
練馬区内に存する介護サービス事務所に勤務する介護支援専門員の資格更新に係る経費の一部を助成することにより、介護支援専門員の維持・確保を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受講費用)	無	無	無	その他	守られている	総額	有	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（認知症高齢者グループホーム等）】</b>																							
練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及・定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	その他 (都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	有	文書配布 区報・HP

表-15

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 71-2 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（障害者在宅系サービス等）】</b>																							
練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	区・都	団体	有	上がっていない	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	その他	— (実績無のため)	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会
<b>【No. 71-3 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（私立認可保育所）】※所管部は児童青少年部</b>																							
福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 71-4 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（認証保育所）】※所管部は児童青少年部</b>																							
福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	その他 (都単独)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 72 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費（社会福祉法人等）】</b>																							
低所得で特に生計が困難であると保険者が認定した者に対し、サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担額を軽減した場合に、それによって生じた法人負担分について補助を行う。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業者負担の超過分)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 73 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費（介護保険サービス提供事業者）】</b>																							
低所得で特に生計が困難であると保険者が認定した者に対し、サービスを提供する法人が利用者負担額を軽減した場合に、それによって生じた法人負担分について補助を行う。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業者負担の超過分)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布

表-16

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 74 福祉団体運営費補助金（練馬区肢体不自由児者父母の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-2 福祉団体運営費補助金（練馬区身体障害者福祉協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-3 福祉団体運営費補助金（練馬区難聴児者を持つ親の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-4 福祉団体運営費補助金（練馬区聴覚障害者協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-5 福祉団体運営費補助金（練馬区視覚障害者福祉協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)

表-17

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 74-6 福祉団体運営費補助金（練馬手をつなぐ親の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-7 福祉団体運営費補助金（練馬障害者を持つ親の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-8 福祉団体運営費補助金（被爆者練馬の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-9 福祉団体運営費補助金（NPO法人練馬精神障害者家族会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-10 福祉団体運営費補助金（練馬区介護人派遣センター）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)

表-18



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認					
<b>【No. 75 精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金】</b>																								
精神障害回復途上者通所訓練事業を行う団体に対し事業に要する経費の一部を補助することにより安定した事業運営を支援し、障害者の日中活動の場を確保、精神障害回復途上者の社会復帰の促進を図る。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 76 精神障害回復途上者通所訓練事業に係る通所者交通費助成金】</b>																								
事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (通所者 交通費)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	説明会 文書配布	
<b>【No. 77 障害者グループホーム整備費補助金】</b>																								
障害者の地域における居住の場の整備対策として、グループホーム等の施設整備に要する経費を補助し、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 78 障害者グループホーム等防火設備整備費補助金】</b>																								
障害者グループホーム等を運営する法人に対し、スプリンクラー等の防火設備設置に係る経費の補助を行うことで、消防法により義務付けられた防火設備の設置を促進し、グループホーム等利用者の安全な生活を確保することを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (スプリンクラー 設備等経費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	—	総額 と内訳	有	—	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 79 新体系移行支援事業運営費補助金】</b>																								
障害者自立支援法に規定する新事業体系へ移行した事業所に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。	区単独 その他 (都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	有	説明会 文書配布	

表-19

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 80 新体系移行支援事業に係る通所者交通費補助金】</b>																							
事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (通所者 交通費)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 81 障害者短期入所（ショートステイ）事業所整備費補助金】</b>																							
障害者の在宅サービスの充実に必要な整備対策の一環として、短期入所（ショートステイ）事業所を設置する場合、その施設整備等に要する経費に対して、補助することで、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっていない	無	低い	適切	必要だが 見直し要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	—	総額 と内訳	有	—	—	—	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 82 グループホーム等運営費助成金】</b>																							
共同生活および共同生活援助を行う事業所の安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を支援するため	区・都	団体	有	上がっていない	無	低い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会
<b>【No. 83 自己所有電話基本料金等助成費】</b>																							
在宅の重度身体障害者に対する電話料金等の助成を行うことにより、障害者の福祉の増進を図るため	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (基本 料金等)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年3回	確定	無	区報・HP
<b>【No. 84 障害者施設整備費補助金】</b>																							
社会福祉法人が知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等を整備するにあたり、練馬区が補助を行うことにより障害者福祉の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (用地取得費 等)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (相談時に 案内)

表-20

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認					
<b>【No. 85 高齢者等世帯家具転倒防止器具等設置費補助金】</b>																								
ひとりぐらし高齢者や心身障害者等の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付費を助成することによって、地震等による家具の転倒を防ぎ、当該高齢者や心身障害者の安全を図る。	区・都 その他	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (工事費)	有	有	有	毎月	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布 区報・HP	
<b>6 健康部（補助金数5件）</b>																								
<b>【No. 86 マンモグラフィ機器購入費補助金】</b>																								
社団法人練馬区医師会が、マンモグラフィを購入するに際し、その費用を補助することにより、練馬区の乳がん検診の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	その他 (購入費)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布	
<b>【No. 87 飼い猫の去勢・不妊手術費助成金】</b>																								
飼い猫に去勢・不妊手術を施すことにより、屋外での繁殖行動をなくし、地域において飼い主のいない猫（野良猫）が増えることを防ぎ、もって地域環境の悪化を防ぐことを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (手術料金)	有	無	無	毎月	守られている	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP	
<b>【No. 88 地域猫去勢・不妊手術費助成金】</b>																								
登録ボランティアが自らの管理下にある飼い主のいない猫（地域猫）の去勢・不妊手術をする際に、その手術費用の一部を助成することにより、登録ボランティアの活動を支援することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (手術料金)	有	無	無	毎月	守られている	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP	
<b>【No. 89 東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会事業助成金】</b>																								
東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会が行う事業に要する経費の一部を助成することにより、区民の覚せい剤に対する正しい理解と薬物乱用禍の根絶を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (直接連絡)	

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 90 ねずみ防除工事費用助成金】</b>																							
介護保険法に基づく要介護または要支援認定を受けている区民が、区が指定する事業者によりねずみ防除工事を行う際に、工事費用の軽減を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (工事費用)	有	無	有	その他 (随時)	守られて いる	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP

7 地域医療担当部（補助金数5件）

<b>【No. 91 練馬区医師会訪問看護ステーション事業運営費補助金】</b>																							
介護保険法および健康保険法等に基づき、社団法人練馬区医師会が設置する指定訪問看護ステーションの運営に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行および事業の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 92 地域医療推進事業補助金】</b>																							
社団法人練馬区医師会が実施する地域医療推進のための事業に要する経費の一部を補助することにより、練馬区の地域医療の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 93 (財)東京都医療保健協会施設整備資金利子補給金】</b>																							
医療施設の整備を促進し、地域医療基盤の充実を図ること	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利子 補給金)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 94 磁気共鳴画像診断装置設置補助金】</b>																							
地域の医療健診に係る体制の充実を図り区民の健康増進に資する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (機器導入 経費)	有	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (周知無)

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類確認
<b>【No. 95 事務所賃借補助金（日本大学医学部付属練馬光が丘病院対策費）】</b>																							
日本大学医学部付属練馬光が丘病院の経営を支援することにより、区民要望の強い救急医療・小児医療・周産期医療などの医療環境を維持すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事務所賃借料)	有	無	無	その他 (請求書、支払経過)	守られている	総額と内訳	無	無	—	年2回	確定	無	その他 (周知無)
<b>8 児童青少年部（補助金数24件）</b>																							
<b>【No. 96 母子寡婦福祉連合会に対する補助金】</b>																							
練馬区母子寡婦福祉連合会に対して事業経費の一部を補助することにより、母子家庭、寡婦家庭等の福祉向上などを図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (該当団体へ通知)
<b>【No. 97 放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金】</b>																							
社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の団体で、地域社会において子育てを支援する事業を実施する団体が、区内において児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の地域における子育て支援に関する事業を実施するにあたり、一定の要件を満たす場合に、事業が円滑に運営されるように運営費を助成するもの	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	人件費 運営費	有	有	有	毎月	守られている	総額と内訳	無	有	有	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 98 子育て支援情報提供事業補助金】</b>																							
子育て支援団体が、子育て支援情報を提供する事業を行う場合に、経費の一部を補助することによって、区民の子育てに関する情報取得を容易にし、区における子育て支援に資するため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	少ない	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 99 民設子育てのひろば事業補助金】</b>																							
未就園児のいる子育て家庭の交流を促進し、区における子育て支援に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類 確認
<b>【No. 100 私立保育園協会補助金】</b>																							
練馬区私立保育園協会の行う研修活動等を奨励し、もって、練馬区における保育事業の振興を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会
<b>【No. 101 一時預かり事業補助金】</b>																							
児童および家庭の福祉向上を図るため	区・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	文書配布
<b>【No. 102 私立保育所年末保育事業補助金】</b>																							
保育に欠ける児童に対して適切な保護を図り、もって児童福祉の向上を図るため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 103 私立保育所施設整備資金利子補給金】</b>																							
私立保育所の整備拡充を促進し、もって児童福祉の増進を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利子)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 104 私立保育所施設整備費補助金】</b>																							
社会福祉法人が保育所を新設するにあたり、これに要する経費の一部を練馬区が補助し、児童福祉の向上を図る。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (建設費等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	その他 (個別案内)

表-24

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ ク リス ト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 105 私立保育所設置促進事業補助金】</b>																							
土地・建物を賃借して私立保育所を設置する事業者に対し、練馬区が整備等に要する経費の一部を補助する。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (建設費等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年4回 以上	確定	有	その他 (個別案 内)
<b>【No. 106 施設補助金（保育室）】</b>																							
保育室事業の円滑な執行を図るため	その他 (財調)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (保険料等)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 107 認証保育所運営費補助金】</b>																							
要保育児童の受け入れ先を確保することにより多様な保育需要への対応を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。	その他 (財調)	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 108 認証保育所開設準備等経費補助金】</b>																							
要保育児童の受け入れ先を確保することにより多様な保育需要への対応を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。	その他 (財調)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (工事費等)	有	無	無	その他 (申請時)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	— (開設 時に1 度)	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 109 認証保育所学校110番設置経費補助金】</b>																							
不審者等、非常事態発生時の対策として、保育所への設置を促進するため	その他 (都100%)	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (設置経費)	有	無	無	その他 (申請時)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	— (開設 時に1 度)	確定	有	説明会 文書配布

表-25

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 110 認証保育所保育料補助金】</b>																							
認証保育所に在籍する児童の保護者 に対して補助金を交付することにより、 保護者の負担を軽減するため	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (保育料)	有	無	無	四半期に 1回	守られて いる	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 111 研修費補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員の資質の向上を図るため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (研修費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 111-2 施設補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員事業の円滑な執行を図る ため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (補助員 雇上費等)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 111-3 共済掛金補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員事業の円滑な執行を図る ため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (共済掛金)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No112 研修費補助金（駅型）】</b>																							
家庭福祉員および区が指定した団体の 職員の資質の向上を図るため	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (研修費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認					
<b>【No. 112-2 施設補助金（駅型）】</b>																								
グループ保育室事業の円滑な執行を図るため	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他（補助員雇上費等）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布	
<b>【No. 112-3 共済掛金補助金（駅型）】</b>																								
グループ保育室事業の円滑な執行を図るため	区・都	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他（共済掛金）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布	
<b>【No. 113 短期特例保育補助金】</b>																								
保育員および児童の傷害保険、保育員の細菌検査等、事業を運営するうえで必要な措置をとるため	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他（保険料等）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布	
<b>【No. 114 私立幼稚園預かり保育事業費補助金】</b>																								
保育に欠ける児童に対して適切な保護を図り、もって保育所等の入所待機児の解消と幼稚園教育の振興を図るため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	概算	有	文書配布	
<b>【No. 115 認定こども園運営費等補助金】</b>																								
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	有	文書配布	

表-27

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類確認
<b>【No. 116 研修費補助金】</b>																							
青少年育成地区委員会会長および委員の資質を向上し、青少年の健全育成活動の振興を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 117 民間遊び場運営費等補助金】</b>																							
民間遊び場の運営および設備に関する経費の補助について必要な事項を定め、民間遊び場の設置の促進および有効かつ適切な活用を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	人件費 運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	無	文書配布
<b>【No. 118 民間遊び場管理委員会委員ボランティア保険補助金】</b>																							
民間遊び場管理委員会委員が活動従事中に被った事故について補てんすることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (保険料)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 119 民間遊び場損害賠償責任保険補助金】</b>																							
民間遊び場内で発生した身体傷害事故について法律上の損害賠償責任を補てんする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (保険料)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>9 環境部（補助金数9件）</b>																							
<b>【No. 120 地球温暖化対策小規模事業者用設備設置補助金】</b>																							
練馬区において事業所に高効率給湯器等の省エネルギー設備を設置する事業者に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および事業者の環境意識の高揚を図ることを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設備設置 費用)	有	有	有	その他 (設置後 申請)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類確認
<b>【No. 121 地球温暖化対策住宅用設備設置補助金】</b>																							
練馬区において住宅に太陽光発電設備等の新エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および区民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。	区単独 区・都	個人	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設備設置 費用)	有	有	有	その他 (設置後 申請)	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 122 吹付けアスベスト等除去工事助成金】</b>																							
練馬区内に所在する建築物等の吹付けアスベスト等除去工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりに役立てることを目的とする。	その他 (国50%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (除去・処分 費用)	無	有	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 123 事業所建築物のアスベスト調査経費の助成金】</b>																							
練馬区内に存する自らの事業所等のアスベスト調査を行う事業者に対して、調査に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって事業者および区民の健康を確保することを目的とする。	その他 (国100%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (調査費用)	無	無	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 124 建築物アスベスト調査経費の助成金】</b>																							
練馬区内に存するアスベスト調査を行う所有者に対して、調査に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって事業者および区民の健康を確保することを目的とする。	その他 (国100%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (調査費用)	無	無	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 125 保護樹木・樹林補助金】</b>																							
保護樹木・樹林の維持管理を支援するため	区単独	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (経費全般)	無	有	無	その他 (実績 報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布

表-29

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 126 みどりの街並みづくり助成金（生け垣）】</b>																							
生け垣の設置に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (材料費、 人件費等)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 126-2 みどりの街並みづくり助成金（屋上緑化）】</b>																							
建築物の屋上緑化に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っていない	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (材料費、 人件費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 126-3 みどりの街並みづくり助成金（壁面緑化）】</b>																							
建築物の壁面緑化に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っていない	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (材料費、 人件費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 127 在宅医療廃棄物回収事業補助金】</b>																							
在宅医療に伴い排出される廃棄物のうち使用済みの注射針の適正処理を推進し、区民およびごみ収集時の作業員の安全を確保するとともに、事業者による使用済み注射針の安定的な回収システムの構築を支援する。	区単独	団体	有	上が っている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	-	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 128 家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金】</b>																							
家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の使用を促進し、リサイクルの推進およびごみの減量を図ることを目的とする。	区単独	個人	有	上が っていない	無	低い	適切	必要	有	その他 (購入費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	無	-	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (ポスター、チ ラ)

表-30

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				

10 都市整備部（補助金数10件）

【No. 129 土地区画整理事業助成金】																							
土地区画整理を施行する組合等へ助成を行うことにより、公共施設の整備改善を図り、健全な市街地の形成に寄与する。	その他	個人 団体	有	上が っている	無	高い	適切	必要	無	その他 (築造・改築 経費)	有	有	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	文書配布
【No. 130 都市防災不燃化促進助成金】																							
大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命・身体等の安全を確保するため、不燃化促進区域内において耐火建築物を建築する者に対して、建築に要する費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。	区・都 区・都・国	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (建築費)	有	有	有	年1回	守られ ている	総額	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP
【No. 131 密集住宅市街地整備促進事業助成金】																							
密集住宅市街地において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、あわせて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。	区・都 区・都・国 その他	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費、 直接経費 のみ)	有	有	無	その他 (四半期に1 回、半年に1 回、事業完了 時)	守られ ている	総額 と内訳	有	有	無	年2回 (四半期 ごと)	確定	無	説明会 区報・HP その他 (パンフレット)
【No. 132 大江戸線延伸促進期成同盟に対する補助金】																							
大江戸線延伸促進期成同盟（以下「期成同盟」という。）という関係地域住民、区議会議員および区代表者で組織する団体に対し、補助金を交付することにより大江戸線の光が丘から大泉学園町方面への延伸の早期実現を図るとともに、延伸予定地域の市街地整備の促進に寄与する。	区単独	団体	無	上が っている	無	高い	少ない	必要	無	その他 (運営費、 事業費)	無	有	無	その他 (補助金の決定 に係る会計年 度が終了した 時)	守られ ている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他 (周知不 要)
【No. 133 戸建住宅耐震改修工事等助成金】																							
耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上が っている	無	低い	適切	必要だが 見直し要	無	その他 (診断・設 計経費)	有	有	有	年1回	守られ ている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 133-2 戸建住宅耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震改修工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 134 民間建築物耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国 その他	個人 団体	有	上がっている	無	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(診断・設計経費)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 134-2 民間建築物耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震改修工事等に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国 その他	個人 団体	有	上がっていない	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 135 木造戸建住宅簡易補強工事助成金】</b>																							
簡易補強工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 136 耐震シェルター等設置助成金】</b>																							
耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。	区・都	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(設置費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP

表-32

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類確認
<b>【No. 137 道路拡幅整備等助成金】</b>																							
4m未満の狭い道路を拡幅することにより、良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを推進するため	区単独	個人 団体	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (整備費、 事務手続費)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (申請・ 相談時)
<b>【No. 138 福祉のまちづくり整備助成金】</b>																							
建築物の改修等を行う事業主または建築主に対し、バリアフリーを目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性および安全性の向上を図り、もって年齢、性別、および障害の有無等に関わらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (改修費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフ・個 別説明)
<b>11 土木部（補助金数4件）</b>																							
<b>【No. 139 私道整備助成金】</b>																							
練馬区内において私道を舗装する者および私道に排水設備を設置する者に対し、助成金を交付することにより、私道の舗装および排水設備の促進を図り、区民の生活環境向上に資することを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (工事費)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 140 雨水浸透施設整備助成金】</b>																							
練馬区総合治水計画に基づき、建築物の屋根の雨水を地下に浸透させる施設を設置する者に対し必要な費用を助成することにより、河川への雨水流出を抑制し、練馬区の水害の軽減を図るとともに、地下水の涵養を促し、もって自然環境の保全と回復に資することを目的とする。	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設置 費用等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (チラシ)
<b>【No. 141 交通安全協会補助金】</b>																							
区内における交通安全の啓蒙啓発を目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知不 要)

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 142 幼児2人同乗用自転車レンタル事業補助金】</b>																							
平成21年7月の東京都道路交通規則改正に伴い利用が可能となった、「幼児2人同乗用自転車」のレンタル事業を行う財団法人練馬区都市整備公社に対して当該事業に関する経費を補助することで、幼児2人同乗用自転車の普及啓発を行うことを目的としている。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要ない	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他(周知不要)

12 学校教育部（補助金数10件）

<b>【No. 143 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金】</b>																							
外国人学校(東京朝鮮学校および東京韓国学校)に在籍する児童および生徒の保護者に対して補助金を交付することにより、その負担を軽減する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他(就学経費)	有	無	無	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144 学校教育関係団体補助金（小学校教育会教育研究会活動に関する事業）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144-2 学校教育関係団体補助金（中学校教育研究会教育研究活動に関する事業）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144-3 学校教育関係団体補助金（小学校教育会水泳記録会）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 144-4 学校教育関係団体補助金（小学校教育会音楽鑑賞教室）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-5 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合音楽会）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-6 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合図工展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-7 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合書初展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-8 学校教育関係団体補助金（①小学校教育会都連合学芸会②小学校教育会都連合図工展③小学校教育会都連合書初展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法	
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査					現地書類確認
<b>【No. 144-9 学校教育関係団体補助金（学校保健会補助金）】</b>																							
学校保健の研究、推進に関する事業に対する補助金	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-10 学校教育関係団体補助金（むし歯予防対策補助金）】</b>																							
小中学校の「むし歯半減運動」の運営に要する補助金が必要なため	その他	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	その他（事前協議）
<b>【No. 144-11 学校教育関係団体補助金（区立幼稚園教育会補助金）】</b>																							
練馬区立幼稚園教育会の研究事業にかかる費用を補助することにより、練馬区内の幼稚園教育の振興普及に資するため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他（周知対象外）
<b>【No. 145 私立幼稚園等就園奨励費補助金】</b>																							
所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的としたもので、幼稚園の就園機会の確保を図る。	区・国	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要だが見直し要	無	その他（入園料、保育料）	無	無	有	その他（実績報告書無）	—	—	—	—	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 146 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金】</b>																							
幼児の保護者が負担する保育料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興と充実を図る。	区・都	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要	無	その他（保育料）	有	無	有	その他（実績報告書無）	—	—	—	—	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP

表-36

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 147 私立幼稚園等入園児保護者補助金】</b>																							
入園する園児の保護者が負担する入園料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減および公立幼稚園との保護者負担の格差是正を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要	無	その他 (入園料)	有	無	有	その他 (実績 報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 148 私立幼稚園施設整備資金利子補給費】</b>																							
私立幼稚園が施設環境等を整備するために金融機関から借り入れた資金に対し、その利子を補給することにより、私立幼稚園の幼児教育の振興と発展を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利息のみ)	有	有	有	四半期に 1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年4回	確定	無	その他 (周知無)
<b>【No. 149 私立幼稚園行事費等助成金】</b>																							
私立幼稚園が行う行事及び保健衛生の事業に要する経費について、助成金を交付することにより、幼稚園教育の振興を図るとともに保護者の経費負担の軽減に資することを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	無	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 150 私立幼稚園教職員教育研修会補助金】</b>																							
練馬区内の私立幼稚園教職員の資質向上を期し、幼稚園教育の振興を図るため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	無	無	年1回	守られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 151 私立幼稚園教育環境整備費補助金】</b>																							
私立幼稚園の振興と教育環境の維持向上を目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	無	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知無)

表-37

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 152 私立幼稚園学級補助員配置助成費】</b>																							
特別に配慮を要する幼児が在籍すること等により安定した集団生活が得られない学級のある私立幼稚園が、学級の健全化を図るため学級補助員を配置した場合、その費用の一部を助成することにより、特別に配慮を要する幼児などの就園を推進するとともに、幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	有	年1回	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配付

13 生涯学習部（補助金数3件）

<b>【No. 153 文化財保護事業に関する奨励金および補助金】</b>																							
奨励金・・・文化財保護の奨励 補助金・・・文化財の保護・保存	区単独	個人 団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (工事費等)	有	有	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民体育大会練馬区代表選手派遣費・参加費・選抜および強化費）】</b>																							
広く都民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、都民生活を明るく豊かにすることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (派遣費等)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年3回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154-2 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民生涯スポーツ大会の練馬区代表選手派遣事業）】</b>																							
都民生涯スポーツ大会は、都民スポーツ愛好者の中で、中・高齢者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興を目的としている。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (派遣費、 事務経費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154-3 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民スポレクふれあい大会への練馬区代表選手派遣経費）】</b>																							
都民スポレクふれあい大会に練馬区代表として参加のため、費用の一部を補助する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	その他 (派遣費、 事務経費)	有	無	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 154-4 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金(城北地区対抗競技会練馬区代表選手派遣事業)】</b>																							
城北地区の社会体育振興を図るため、城北地区の区又は教育委員会をもって構成し参加区の代表選手による親善又は対抗の試合を開催し、各区の親善と競技交流を図り、同時に関係職員の研究会を開催し、資料・意見の交換を行うことにより、大会等の運営方法及び社会体育全般についての向上に努めることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他(交通費)	有	無	無	その他(事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 155 練馬区釣魚連合会に対する交付金】</b>																							
広く都民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、都民生活を明るく豊かにすることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(派遣費)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布